

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「良き企業市民」たるべき社会的責務を果たし、当社のステークホルダーから「価値ある企業」との評価・支持を得るため、法令及び社会規範を順守した透明性に優れた経営体制の確立を目指しております。
また、企業の社会的責任への活動を積極的に推進し、存在を評価される企業ブランドの確立を目指して、CSR委員会を設立してCSR経営を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	19,921,000	9.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,438,000	5.04
株式会社三井住友銀行	7,630,404	3.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,818,000	2.32
阪和興業取引先持株会	4,816,000	2.32
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	4,702,000	2.27
阪和興業社員持株会	4,466,252	2.15
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	3,500,000	1.69
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	2,631,200	1.27
第一生命保険株式会社	2,614,000	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
-------------	---------------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
-------------------	-------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	21名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
関 收	他の会社の出身者									○
藪下 史郎	学者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
関 收	○	——	人格・識見共に高く、行政及び企業経営についての豊富な経験が、弊社の経営判断に総合的・多面的な視野を提供いただけるものと考えております。 同氏は、当社との間に特別な利益関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
藪下 史郎	○	——	人格・識見共に高く、大学での経済や金融分野の研究に関する長年の経験と知見から、専門的見地に基づく有用な意見や提案を提供いただけるものと考えております。 同氏は、当社との間に特別な利益関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数	5名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に監査報告を行うとともに、随時情報交換を行って、相互の監査状況の把握に努め、連携してモニタリング機能の向上を図っております。
 内部監査部門としての監査室は監査役スタッフとしての機能も兼務しており、監査役会からの要請に応じて適宜報告を行い、常に監査役と連携を図っております。また、会計監査人とも監査報告を行うとともに、随時情報交換を行って、相互の監査状況の把握に努め、連携してモニタリング機能の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
田口 敏明	他の会社の出身者									○
与謝野 肇	他の会社の出身者				○	○				○
小林 正典	他の会社の出身者									○

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a 親会社出身である
 - b その他の関係会社出身である
 - c 当該会社の大株主である
 - d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
 - e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
 - f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
 - g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
 - h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
 - i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
田口 敏明	○	——	金融機関及びメーカーでの豊富な経験を有しており、弊社の経営に関し中立的・客観的な視点からの監査が期待できると考えております。 同氏は、当社との間に特別な利益関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
与謝野 肇	○	d: 株式会社ユビテック 社外監査役 e: 株式会社ビジネスサポート 代表取締役社長	金融及び財務に関する豊富な経験を有しており、その経験に基づき専門的・客観的な視点からの監査が期待できると考えております。 同氏は、当社との間に特別な利益関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
小林 正典	○	——	企業経営等に関し、豊富な経験を有するとともに、経理・会計に関する識見が高く、専門的な視点からの監査が期待できると考えております。 同氏は、当社との間に特別な利益関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2006年度より役員報酬および役員賞与については、法人税法第34条第1項第1号に定める「定期同額給与」および同第3号に定める「利益連動給与」を導入しております。このうち2010年度の「利益連動給与」の算定方法は下記のとおりであり、その算定方法について監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。

記

- (1) 業務を執行する取締役に支給する利益連動給与の総額は、提出会社の当該事業年度の当期純利益金額に1.5%を乗じた額(百万円未満切捨)とし、2億5000万円を超えない金額とする。
- (2) 当期純利益金額が30億円未満の場合は利益連動給与を支払わないものとする。
- (3) 各取締役への支給配分は役職別とし、各役職別の支給配分は、(1)で算定された利益連動給与の総額に(4)に定める役職別係数を乗じ、業務を執行する全取締役の係数の合計で除した金額(10万円未満切捨)とする。
- (4) 各役職別の係数は、取締役社長1.0、専務取締役0.8、常務取締役0.7、取締役0.6とする。
- (5) 各取締役に支給する額は、それぞれ取締役社長200万円、専務取締役160万円、常務取締役140万円、取締役120万円を超えない金額とする。
- (6) 業務を執行する期間が当該事業年度の期間の2分の1に達しない取締役に利益連動給与を支給しない。
- (7) 業務執行役員でない取締役および監査役には利益連動給与を支給しない。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬限度額は、株主総会議決で定められており、2010年度に係る取締役報酬の内容は下記のとおりであります。取締役賞与を含む取締役報酬総額は630百万円であります。なお、当該取締役報酬総額に含まれる社外取締役報酬総額は800百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社長を委員長とする取締役評価委員会にて、各取締役からのコミットメントの評価及び取締役相互評価を受けて各取締役の総合評価を行っております。職位ごとの標準報酬額に対し、評価結果を基に個別報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役ににつきましては秘書室、また社外監査役ににつきましては株式課が補佐しており、経営上必要な情報を随時伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役設置会社の形態を採用しております。監査役会は株主総会において選任された監査役から構成され、経営機関である取締役会及び業務執行機関である経営会議以下の会社組織の業務執行に対して監視・検証を行い、監査役会においてその結果を承認し、株主総会に報告しております。

取締役会は、株主総会において選任された取締役から構成され、原則として毎月1回の頻度で当社グループにとって重要な経営の企画立案及び業務執行の監督を行うため開催しております。

経営会議は、会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役及び若干名の取締役から構成され、当社グループの経営判断に係る重要な事項を審議し、取締役会に議題提出するとともに、最高業務執行機関として、経営戦略に沿った業務の執行を強力に推進するため、原則として毎月2回の頻度で開催しております。

取締役評価委員会は、成果主義の観点から、社長を委員長として年2回開催し、各取締役からのコミットメントの評価及び取締役相互評価を受けて各取締役の総合評価を行い、役員報酬及び役員人事へ反映させております。

投資等審査委員会は、会社の重要な投資案件ごとに随時開催され、当該案件における会社の経営方針との整合性や収益性、リスク管理等の多角的分析による見解を経営会議に答申しております。

ディスクロージャー委員会は、随時開催され、当社グループにおける法的開示・適時開示に関する原則・基本方針の策定や社内体制の整備、また開示情報の重要性・妥当性の判定・判断を行っております。

コンプライアンス委員会は、随時開催され、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築・維持・管理全般とともに、個別案件に対する審査を行っております。

安全保障貿易管理委員会は、随時開催され、当社グループの安全保障貿易に関する法令遵守の促進、輸出管理に関する審査体制や手続き等の企画・立案、当該審査の管理・指導を行っております。

内部統制委員会は、随時開催され、経営会議から委託を受けた当社グループの内部統制上の課題を検討し、その結果を答申しております。

内部監査体制は、当社の国内拠点をはじめとする国内グループ各社に対しては、監査室が会計・コンプライアンス面を中心に会社業務全般についてモニタリングを行い、毎月内部監査報告を社長に直接行うとともに、経営会議にも適宜報告しております。また海外現地法人をはじめとする

海外拠点につきましては、海外業務室において、会計・コンプライアンス面を中心にモニタリングを行い、毎月取締役全員に報告書を提出するとともに、年2回海外拠点の状況を取締役に報告しております。また、監査役会の要求に応じて適宜報告も行ってまいります。

監査役監査につきましては、不祥事の未然防止のため予防監査に重点をおき、法令順守・内部統制・リスク管理等の状況につき、対話型監査を実施するとともに、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に同席して、経営陣の業務執行を監視・検証しております。また、社長並びに各部門管掌役員と適宜意見交換を行い、取締役会に対し監査役意見を表明しております。

会計監査につきましては、当社は、有限責任あずさ監査法人与会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は広範な分野にて事業展開しており、それぞれの分野で「流通のプロ」としての高い専門性を特色としております。そのような業態にあつては、株主から負託された経営責任をしっかりと認識した上で、当社の業務に精通した社内取締役を中心にして、日々の経営判断及び取締役会を通じた重要な経営事項の審議、決定を行い、社外監査役も含めた監査役からその監視・検証を受ける監査役設置会社の方がより適していると判断しております。しかしながら一方で株主を始めとするステークホルダーに対し経営判断の透明性の向上や説明責任を果たしていくため、平成6年度より社外取締役を選任して、客観的な視座に基づく経営のチェック機能も高めております。

また、監査役の監査機能についても、経営会議およびその他の重要な会議への出席や重要な議案についての事前説明の実施などにより、有効に機能していると判断しております。取締役評価委員会や投資等審査委員会、コンプライアンス委員会などの各種委員会において経営事項の事前審査を行う仕組みを採用していることとも合わせて、これらの体制を充実させることで、十分効果的なガバナンス体制が確立されていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	住友信託銀行運営のインターネット議決権行使サイトを利用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJ(インベスター・コミュニケーション・ジャパン)運営の議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	総会開催日までホームページ上に掲載しております。
その他	総会召集通知を総会開催日までホームページ上に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト・機関投資家等を対象に、半期に1回の決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.hanwa.co.jp/ir/ において、決算短信、アニュアルレポート、事業報告書、有価証券報告書、決算説明会資料、総会決議通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室 TEL03-3544-2377	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針において「阪和バリューの向上—ステークホルダーから提供された経営資源を有効活用し、着実に企業価値を高めます。」と規定しています。また、2010年度開始の3か年中期経営計画でコーポレートガバナンスの強化として、全ステークホルダーの負託に応えるガバナンスの向上について言及しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は2000年4月に国内5事業所で環境国際規格ISO14001の認証を取得しております。また事業活動としましても、鉄スクラップ、金属原料、故紙リサイクルなどの事業展開に加えて、アルミ製品の再生塊リサイクル事業や、金属系の産業廃棄物について国際間の移動手続きを定めたバーゼル条約に基づく関係国の環境規制当局より許可を受けた貿易事業を行うなど「リデュース(廃棄物の削減)、リユース(廃棄物の再利用)、リサイクル(廃棄物の再資源化)」を実現し、循環型社会の形成に貢献していきたいと考えております。 CSR活動につきましては、当社ではCSRに積極的に取り組むため、2004年3月にCSR委員会を設置し、コンプライアンス委員会、環境推進委員会、(財)阪和育英会などを全体として包括し、有機的な運営活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社に関する財務的・社会的・環境的側面の情報の公正かつ適時・適切な開示方針を定め、あらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的としてディスクロージャー規程を制定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、事業目的の達成に係るリスクの低減と持続的な成長・発展のためには、業務を適正かつ効率的に行うための内部統制システムの整備・運用が重要な課題と考えております。当社の内部統制システム整備は、(1)業務の有効性・効率性の向上、(2)財務報告の信頼性確保、(3)事業活動に関わる法令等遵守の促進、(4)資産の保全を目的としております。

2. 内部統制システムの整備状況

当社は2006年5月10日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(以下、内部統制システム)の構築に関する基本方針を決議いたしました。なお、2010年4月27日開催の取締役会において改訂を行い、以下の内部統制システムの整備に関する基本方針を決議しております。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 社は・社訓等当社企業理念に基づき企業倫理規範、企業倫理行動基準等を制定する。
ロ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会はコンプライアンス・マニュアルを制定し、全役職員に冊子として配布の上、実効性を確保するため、その履行状況を適宜検証する。
ハ. 当社グループ全役職員を対象とするコンプライアンスに関する相談窓口(コンプライアンス委員及び社外弁護士)を設け、問題発生の際の直接通報制度を確保する。
- 二. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等と連携し毅然とした態度で臨み、断固としてこれらとの関係を遮断する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ. 取締役の職務執行に係る情報は適正に文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、法令及び当社の定める文書管理規程に基づき保存及び管理する。
ロ. 文書事務責任者は、保存文書等の紛失・破損等に留意し、必要な場合は施錠等(パスワード等によるアクセス制限を含む。)により、適正に管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 取締役及び各部門長は、法務審査部と連携し、各担当部署に与信管理規程及び営業部門業務規程の適正な運用を周知徹底させることにより営業リスクを管理し、その軽減を図るものとする。また、新規事業及び投融资案件の審査機関として、投資等審査委員会を設置し、投資リスクを管理する。
ロ. コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ及び輸出管理等については、総務部、情報システム部及び法務審査部等と連携し、社内規程・マニュアル等に基づき各担当部署がそのリスクを管理する。コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会等の各種委員会(以下、委員会等という。)は、諮問機関となり各担当部署への指導・啓蒙を行い、必要に応じ社外弁護士等からのアドバイスを受ける。
ハ. 人事部は関係部署と連携してリスク管理の周知徹底を図るため、必要な教育・啓蒙を行う。
- 二. リスク管理の実効状況を検証するため、監査室は当社国内拠点及び国内グループ会社に対し予め定めた監査計画に基づきモニタリングを行い、適宜経営会議及び社長に直接内部監査報告を行う。海外現地法人をはじめとする海外拠点については、海外業務室が監査室と共同して適宜モニタリングを行い、毎月取締役全員に報告書を提出するとともに、年2回海外拠点の状況を取締役会に報告する。
ホ. 会社情報の開示に関して、ディスクロージャー規程を定めるとともに、ディスクロージャー委員会が開示情報の重要性・妥当性の判断を行うことにより公平かつ適時・適切な情報開示を進める。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 取締役会は、原則月1回開催し、当社グループにとっての重要な経営の立案及び業務執行の監督を行う。経営会議は原則月2回開催し、経営に関する重要事項を協議・決定するとともに、当社グループの経営判断に係る重要な事項を取締役に議題として提案する。
ロ. 中長期的な経営戦略を実現するために中期経営計画や年次経営計画を策定し、その進捗状況を検証するため、定期的に各業務部門との社長ヒアリングを行い、業務の評価及び業務の遂行状況のチェック等(計画の見直しや計画達成のための方法の変更等を含む。)により、職務執行の効率性向上を図る。
ハ. 社長を委員長とする取締役評価委員会を年2回開催し、各取締役からのコミットメントの評価及び取締役相互評価を受けて各取締役の総合評価を行い、役員報酬及び役員人事に適正に反映させる。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 関係会社管理規程を策定し、当社と当社の関係会社が相互に連携し円滑な経営を遂行することで、総合的に事業の発展を図る。
ロ. 関連事業部は、国内の関係会社の業務の状況を常に把握し、その適正な業務執行をサポートするとともに、業務の統括的な管理を行う。海外業務室は、海外の関係会社について同様のサポート、管理を行う。
ハ. コンプライアンス体制、リスク管理体制等は当社グループ全体についても横断的に運用し、委員会等はその運用について指導・啓蒙を行う。
- 二. 当社の常勤監査役、関係会社の監査役、監査室その他により構成されるグループ会社監査役連絡会議を適宜開催し、当社及び関係会社の監査等に関する情報交換を行い、その共有化を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の独立性に関する事項
監査役は、代表取締役及び各部門担当取締役と適宜意見交換を行い、必要に応じて取締役会に対し意見表明を行う。また、会計監査人から会計監査に関する説明を受けるとともに意見交換を行うなど提携を図る。
ロ. 監査役が、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、主要部門及び子会社の調査等を行い得る体制を整備する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
イ. 取締役は、法定の事項に加え、重大な法令・定款違反及びコンプライアンス相談窓口への相談の状況等コンプライアンス上の重要な事項について監査役に報告する。
また、取締役は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査役に報告する。
ロ. 監査役が報告を求めた事項については、取締役及び使用人は迅速かつ確実に対応する。
- ハ. 監査室は、予め定めた監査計画に基づき実行した内部監査の状況を、適宜監査役に報告するとともに、必要な場合には監査役の求めに応じて、調査・報告する。
- (8) 監査役が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役は、代表取締役及び各部門担当取締役と適宜意見交換を行い、必要に応じて取締役会に対し意見表明を行う。また、会計監査人から会計監査に関する説明を受けるとともに意見交換を行うなど提携を図る。
ロ. 監査役が、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、主要部門及び子会社の調査等を行い得る体制を整備する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
イ. 当社グループは、「財務報告に係る内部統制基本方針書」に基づき、「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」を適切に実行し、内部統制報告制度の効率的、実効的な運用を図る。
ロ. 当社グループの内部統制の整備及び運用は、経営会議がこれを統轄する。経営会議の直轄組織として設置する内部統制推進室は、内部統制の整備及び運用状況の検証・評価を行い、その結果を経営会議に報告する。これを踏まえ、経営会議は必要に応じて是正を行う。
ハ. 内部統制委員会は、経営会議より委託を受けた当社グループの内部統制の課題を検討し、その結果を経営会議に報告する。また、内部統制推進室が実施する当社グループの内部統制の有効性評価の検証について助言・支援を行うとともに、「内部統制報告書」に意見を述べる。

財務報告に係る内部統制評価につきましては、上記の基本方針にもありますように、独立性を確保された内部統制推進室が経営会議の直轄部署として財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性評価・検証を行い、必要に応じて改善を促す職務を担っております。また、それらの結果については経営会議に報告しております。なお、内部統制推進室は、内部監査を担う監査室と連携し、情報の共有化及び業務の効率化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、断固としてこれらとの関係を遮断します。

また、反社会的勢力や団体による不当要求など組織暴力に対しては、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を基本原則として、いかなる名目

の利益供与等も行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を受けて、「阪和興業企業倫理行動基準」の中に「反社会的勢力には毅然として対処し、利益供与等を行わない。」と謳っております。また、「内部統制システム構築に関する基本方針」にも基本的考え方を謳っております。

反社会的勢力に対する社内体制としては、総務部が統括部署となり、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、管轄の警察署や法務局、消費生活総合センターなどに対し、その窓口として平素より信頼関係を構築し、指導を仰いでおります。また、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や大阪府企業防衛連合協議会にも加盟し、他企業、関連団体との連帯や情報交換、暴排活動に取り組んでおります。法務面での対応が必要な事項につきましては、法務審査部、社外弁護士とも連携して適切に対処することとしております。

社員への啓蒙としては、コンプライアンス委員会より配布されているコンプライアンス・マニュアルに、当社の反社会的勢力に対する基本的な考え方を掲載するとともに、特殊暴力対応マニュアルを策定し、反社会的勢力からの具体的要求に対する対処法の指導に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

(1) 株式会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、独立系専門商社として鉄鋼をはじめ金属原料、非鉄金属、食品、石油・化成品、木材、機械など広範な商品を取扱い、国内はもとより海外にも数多くの子会社・関連会社を有し、グローバルな営業戦略を展開しております。従いまして、当社の経営には、広範な商品に対する幅広い知識と各業界に関する習熟した経験が必要であり、また、株主の皆様や従業員、取引先など当社のステークホルダーとの間に築かれた長年の関係に対する十分な理解を欠くことはできないと考えます。

当社は、2010年5月に2010年度を初年度とする3か年の中期経営計画を策定しました。この中期経営計画において掲げられた経営目標の達成に向け抽出した重点事業戦略を推進することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化が実現できるものと考えます。

当社としては、支配権の移動を伴う当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値の向上、株主共同の利益に資するものであれば、当該行為を否定するものではありません。しかしながら、最近を対象企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく大規模買付行為が進められることが少なくありません。このような場合は、結果として企業価値、ひいては株主共同の利益が毀損されることも否定できません。

当社は、このような濫用的な当社株式の大規模買付行為に対し一定のルールを求め必要な対抗措置を講じることは、当社の企業価値の向上及び株主の皆様の共同利益に資することと考えております。

(2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、2009年6月26日開催の当社第62回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らして不適切な支配の防止のための取組みとして、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続の件」（以下、「現対応方針」といいます。）を上程し、株主の皆様のご承認をいただきました。

当社は、当社株式の大規模買付行為がなされる際には、大規模買付者から事前に、株主の皆様が大規模買付行為に応諾するか否かを適切に判断するに足る必要かつ十分な情報が提供されるべきであると考えております。そこで現対応方針におきまして、上記の情報提供に関する一定のルールを定めるとともに、ルールを遵守しない場合や当社の企業価値や株主共同の利益を毀損することが明らかであると当社取締役会が判断する場合には、一定の対抗措置を講じることがある旨を公表しております。また、大規模買付行為を評価・検討する際や、対抗措置を発動する際には、当社取締役会は独立第三者により構成される特別委員会に諮問し、特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することとしております。特別委員会は学識経験者、社外取締役、社外監査役の中から選任された3名以上の委員から構成され、これにより当社取締役会の行う判断の公正性、透明性が確保できるものと考えます。

現対応方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載のニュースリリース「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続について」をご覧ください。（ホームページアドレス <http://www.hanwa.co.jp/>）

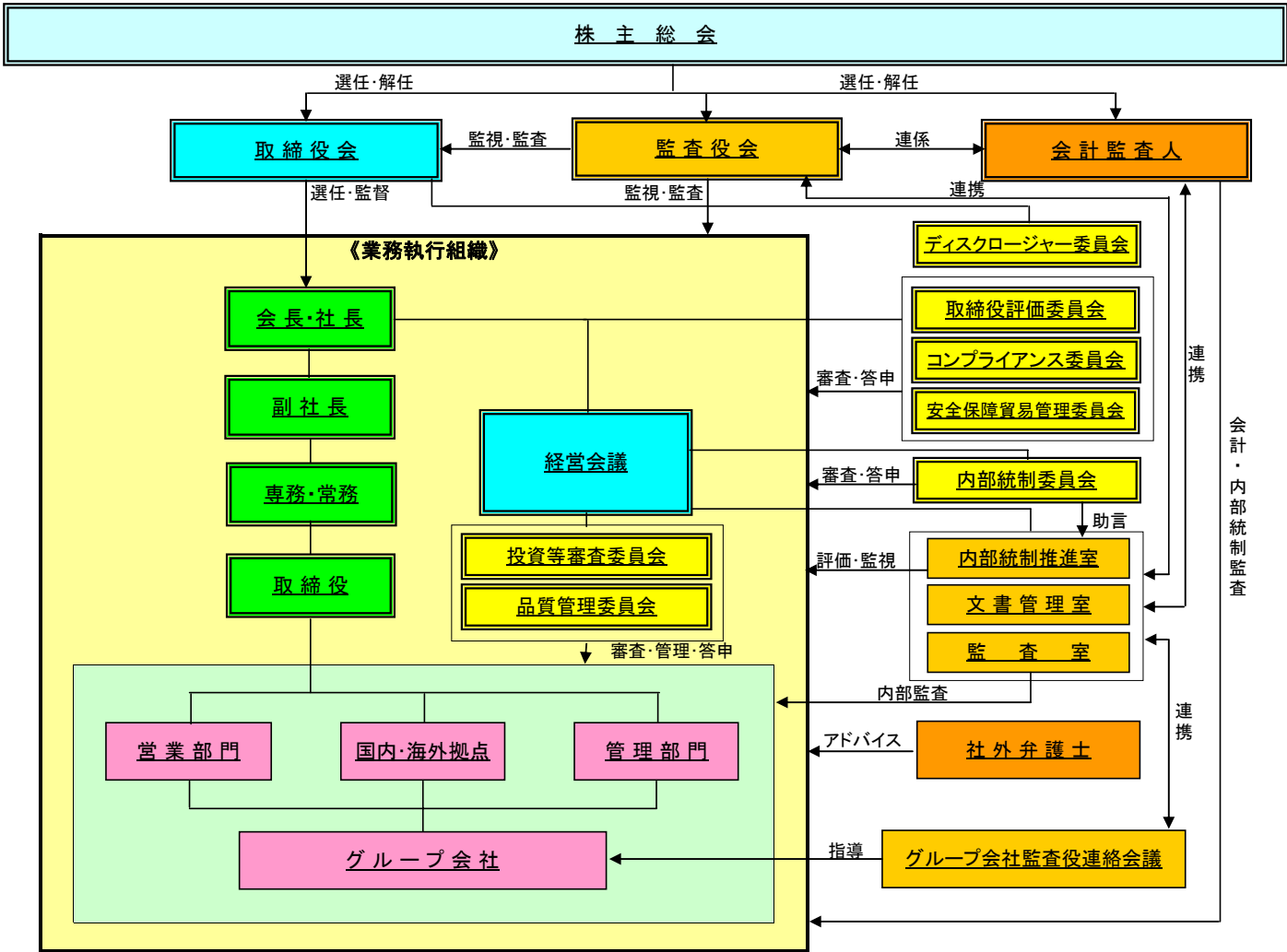
(3) 上記取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(2)の取組みが上記(1)の当社の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様のご利益を損なうものではないと考えます。また、取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するため、独立第三者により構成される特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する際には特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することにより、本対応方針に係る取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みを確保しております。

また、当社は、現対応方針の有効期限を当社第62回定時株主総会終結のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとしておりますので、2012年開催の当社第65回定時株主総会において現対応方針の継続等を付議し、改めまして現対応方針に関する株主の皆様のご意見を総合的に確認することとしております。当該株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、現対応方針はその時点で廃止されるものいたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後より有効かつ公正なコーポレート・ガバナンス体制の構築・充実を目指して検討を継続してまいります。



【適時開示体制図】

